

特定事業所加算について

- 特定事業所加算制度は、「中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応」を行うほか、「専門性の高い人材」を確保し、「質の高いケアマネジメント」を実施している事業所を評価し、「地域全体のケアマネジメントの質の向上」に資することを目的としています。
- 平成27年度介護報酬改定において、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが、算定要件として追加されました。(この要件は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)
- 「協力又は協力体制」については、研修において受入れが行われていることに限らず、受入れが可能な体制が整っていることを目指すため、実習に受入れを行うことに同意していることを書面(県発行「登録決定通知書」等)で整えておく必要があります。登録決定通知書等については、加算申請や実地指導の際、確認します。
- 実習受入協力事業所登録については、年度単位で登録が必要のため、居宅介護支援事業所の特定事業所加算を算定している又は算定予定である事業所は下記の手続きを行ってください。また、協力体制が確保できなくなった場合は、加算の変更届けも速やかに提出してください。

事業所	平成30年4月分算定に係るスケジュール			
	協力事業所の登録申請期限 (4/1以降登録可)	加算届出に必要な書類 (実習受入に係る書類)	届出期限	申請先
①H29年度から継続して加算を申請する事業所	平成30年4月30日(月・祝)	登録決定通知書 (発行までは申請画面のコピーを保管)	新たな届出は不要	—
②H29年度未登録事業所でH30年度から新たに登録・加算申請する事業所	平成30年4月27日(金)	加算届出書類(以下添付書類を除く) ※電子申請が4/1以降可能なため	平成30年3月30日(金)	県(振興局・支庁)
③H29年度登録事業所でH30年度から新たに加算を申請する事業所		申請画面のコピー(加算添付資料①)	平成30年4月27日(金)	市町村
④H30年度新規指定事業所で新たに登録・加算申請する事業所		登録決定通知書の写し(加算添付資料②)	受領後速やかに提出	

※ 特定事業所加算については、H30年度報酬改定において、実習受入への協力以外に新たな要件が追加されるため、要件追加に伴う新たな手続きが必要な場合は、別途お知らせします。

※ 協力事業所の登録は、年度単位での取扱いとなっているため、加算の申請に寄らず、申請・登録が必要です。